

## 令和5年度第3回 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和6年2月14日（水）  
18:00～18:30  
場所 登別市役所 議場

### 市長挨拶

皆様、本日は夕刻の貴重な時間、そして大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ございます。

早速ではありますが、本市の国保財政の状況について私のほうから説明させていただきたいと思います。令和5年度単年度収支は保険税率の引き下げ等により、約1億1,740万円の赤字になる見込みではありますが、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっていることから、新年度予算につきましても、現行税率を維持できる見込みとなっております。

令和6年度の国保の主な取組としては、令和6年度秋頃に向けて改正マイナンバー法の可決・成立による、「マイナ保健証」への移行及びこれに伴う現行の健康保険証の廃止があげられ、本改正により、健康保険証の在り方が大きく変容するタイミングにあるといえます。

本日の協議会におきましては、国民健康保険税の課税限度額改正の諮問をはじめ、令和5年度決算見込み、令和6年度予算案、令和6年度以降の国保運営等についてのご報告をさせていただきますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本日ご出席の皆様の今年一年のご健勝とますますのご活躍を祈念申し上げます。開会にあたってのあいさつと代えさせていただきたいと思います。

### 諮問

小笠原市長から横尾会長へ「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の諮問を行った。

## 議案第1号

### 「国民健康保険税の課税限度額の改正について」

〈事務局〉

それでは、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明させていただきます。座ったままで説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

令和6年度の課税限度額について、国では後期高齢者支援金分の法定限度額を現行の22万円から2万円引き上げ、24万円とする改正が行われる予定です。

本市におきましては、平成29年度以降、課税限度額を法定限度額と一致させている状況にあり、北海道に納める納付金算定上においても、課税限度額は、法定限度額で設定されているため、限度額を引き上げない場合、制度上は財源不足が生じることとなりますので、今回の国の引き上げと同じタイミングで同額を引き上げたいと考えております。

なお、課税限度額を引き上げた場合の年間調定額への影響につきましては、令和5年度当初賦課のデータで試算したところ、約62万円の増額が見込まれます。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

〈議長〉

質問がなければ、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成の方が挙手)

〈議長〉

賛成多数ですので、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は原案のとおり可決されました。

## 報告第5号

### 「令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について」

〈事務局〉

それでは、報告第5号「令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について」説明させていただきます。

まずはじめに、歳入の主なものについて説明します。議案書の7ページをお開きください。

1 款の国民健康保険税につきましては、1 月末現在の調定額、収納率を前年度決算時及び前年度同期のものと比較し試算した結果、予算現額より約 2,087 万円少ないおよそ 6 億 3,200 万円と見込んでおります。前年度決算と比較すると、約 5,400 万円の減となります。

4 款の道支出金につきましては、歳出の保険給付費と同額が交付される普通交付金が保険給付費の執行残に伴い減額となるなど、予算現額から約 1 億 6,100 万円減のおよそ 37 億 5,100 万円と見込んでおります。

6 款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金になりますが、予算現額から約 320 万円減のおよそ 4 億 2,100 万円と見込んでおります。

7 款の繰越金は、令和4年度決算における累積収支 4 億 913 万円となります。

以上、歳入の合計は、予算現額である 51 億 7,292 万 6 千円に対して、5,506 万 7 千円増の 52 億 2,799 万 3 千円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出について主なものを説明します。議案書の8ページをお開きください。

まず、1 款の総務費につきましては、職員の人件費や収納対策事業、医療費の適正化に係る経費となりますが、約 9,300 万円の執行見込となり、およそ 470 万円の執行残となる見込みです。

次に 2 款の保険給付費についてですが、1 月末現在での実績をもとにした試算で、約 36 億 3,500 万円の執行見込となり、およそ 1 億 6,700 万円の執行残となる見込みで、前年度決算と比較すると、約 5,200 万円の減となります。

次に3款の国民健康保険事業費納付金についてですが、令和5年度の確定額が11億1,839万円となります。

次に、5款の保健事業費につきましては、人件費をはじめ、脳ドックや短期人間ドック、特定健診委託料などについて執行残が出る見込みであり、保健事業全体でおよそ1,200万円の執行残となる見込みです。

以上、歳出の合計は、予算現額の51億7,292万6千円に対して、49億3,634万9千円となる見込みとなり、歳入から歳出を差し引いた実質収支見込額は2億9,164万4千円となりまして、これが令和6年度へ繰り越される見込みとなります。

また、実質収支より歳入科目にあります繰越金を差し引き、歳出科目の積立金を加えた単年度収支見込額は、1億1,747万8千円の赤字となる見込みとなっております。

報告第5号についての説明は以上です。

(質疑・応答なし)

## 報告第6号

### 「令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

〈事務局〉

続きまして、報告第6号「令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明させていただきます。議案書の10ページをお開きください。

まず、はじめに、全体の予算規模についてですが、歳入・歳出ともに令和6年度当初予算（案）は、52億1,910万円で、前年度に比べ4,820万円の増となっております。

では、まず歳入の主なものについてご説明します。

1款の国民健康保険税につきましては、賦課のベースとなる被保険者の所得、人員数、世帯数について、過去の推移から推計し、令和6年度の税率を据え置き調定額を算出しました。

収納率につきましては、一般被保険者現年課税分は令和5年度予算要求時と同値の96.5%、滞納繰越分についても前年度と同値の15.0%を見込んでおります。

結果、令和6年度当初予算（案）は、6億5,185万5千円を計上し、前年度当初と比較し、198万4千円の減となっております。

次に4款の道支出金ですが、前年度当初に比べ5,812万9千円の増の39億6,452万3千円を計上しております。

次に6款の繰入金ですが、保険税の軽減分などを繰入れる保険基盤安定分の減により、前年度当初予算に比べ2,290万8千円減の4億1,514万8千円を計上しております。

次に歳出の主なものについて説明します。議案書の11ページをお開きください。

1款の総務費については、前年度当初予算比602万7千円増の1億1,087万円を計上しております。

次に2款保険給付費ですが、前年度当初予算比4,807万3千円増の38億4,995万4千円を計上しております。

次に3款の国民健康保険事業費納付金ですが、北海道全体の医療費の推計をもとに、各市町村における被保険者の所得水準や被保険者数・世帯数の全道におけるシェアに応じて北海道が算出したものとなっております。前年度当初予算比630万7千円減の11億1,208万3千円を計上しております。

次に5款の保健事業費ですが、前年度当初予算比60万2千円減の8,677万3千円を計上しております。

報告第6号についての説明は以上です。

（質疑・応答なし）

## 報告第7号

### 「令和6年度以降の国保運営について」

〈事務局〉

次に、報告第7号「令和6年度以降の国保運営について」ご説明いたします。まず、お配りしております議案書について、16ページ及び17ページの表記の一部に誤りがございましたので、お手元に正誤表を配布させていただいております。お手数ですが、表のとおり読替いただきますようお願いいたします。

では、議案書の13ページをお開きください。

平成30年4月からの制度改正に伴い、市町村は国保事業費納付金を北海道に納め、北海道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。このため、市町村国保の運営については、この国保事業費納付金を納めるための保険税等による財源確保が重要なポイントとなります。

安定的な運営を行うための中期的な方向性や、新型コロナウイルス感染症に伴う長引く景気の低迷による被保険者の負担軽減等を総合的に検討した結果、令和3年度から3か年で段階的に保険税率を引き下げる計画から1年前倒しし、2か年で全道の市平均と同水準まで保険税率を下げたところです。

令和6年1月末時点における決算見込では、先ほど報告第5号でも説明したとおり、単年度収支は約1億1,747万8千円の赤字と見込まれますが、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっております。

令和6年度の保険税率については、被保険者数及び被保険者の所得の減少傾向を踏まえたうえで、令和5年度と同じ税率とした場合に令和6年度国保運営に要する費用を賄えることが見込まれること及び引き続き全道の市平均と同水準の保険税率を確保できていることから、現行の保険税率を維持したいと考えています。

次に、議案書の15ページ及び16ページ「令和6年度以降の国保財政の見通しについて」ですが、安定的な国保運営を行うため、16ページ表3のとおり、今後3か年の財政見通しを作成しました。今後の3か年の見通しとしては、現行の保険税率を維持した場合においても、令和6年度、7年度、8年度ともに予算ベースの単年度収支としては、9,728万1千円、8,183万9千円、7,041万5千円の赤字となる見込みではありますが、十分な繰越金を確保しており、安定した財政運営を進める事が可能と考えます。

次に、議案書の17ページ「今後の保険税の動きについて」ですが、北海道では2030年に全道統一保険料を目指しており、独自に保険料の設定はできなくなります。統一保険料の具体的な数字は、現時点においても北海道から示されていないことから、全道の市平均でしばらく推移させ、統一保険料が示された時点で段階的にすり合わせていきたいと考えています。

今後も、北海道全体及び本市の医療費と納付金の動向を注視し、国保財政の見通しを精査しながら、保険税率の改正有無について検討していきたいと考えています。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

## 報告第8号

### 「令和6年度国民健康保険に係る制度改正について」

〈事務局〉

報告第8号「令和6年度国民健康保険に係る制度改正について」ご説明いたします。

まず、議案書の19ページ、資料6「保険税法定軽減判定基準額の見直しについて」ご説明いたします。

令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱による地方税法の改正に伴い、所得に応じて均等割・平等割を軽減する仕組みについて、5割の軽減及び2割の軽減の判定所得基準を引き上げることで、軽減対象範囲を広げるというものであります。

施行日は令和6年4月1日、課税限度額の引き上げと併せて登別市税条例の改正を予定しております。

次に、議案書の20ページ、資料7「マイナ保険証への移行による現行の健康保険証の廃止について」ご説明いたします。

改正マイナンバー法の可決・成立に伴い、国はマイナンバーカードと健康保険証の一体化及びこれに伴う現行の健康保険証の廃止を決定いたしました。これにより、現行の健康保険証は令和6年12月2日以降の新規発行を停止し、マイナ保険証の利用登録を行った方には「資格情報のおしらせ」、利用登録を行っていないもしくは拒否・紛失等された方に対しては、「資格確認書」を交付するなど、健康保険証の在り方が大きく変容するタイミングにあります。

マイナ保険証一本化への移行に向けては、制度概要のほか、記載にありますように、マイナ保険証の活用に関するメリット及び保険税滞納者への対応の変化について等、被保険者に対して引き続き周知を行っていく予定です。

説明は以上です。

〈委員〉

現時点で、マイナ保険証としての利用登録を行っている割合については、どの程度なのでしょうか。

〈事務局〉

令和6年1月末時点におきまして、マイナ保険証の初回利用登録を行っている被保険者数は5,065人、被保険者全体の割合として64%といった状況です。

## 報告第9号

「国民健康保険税の収納状況について」

〈事務局〉

それでは、資料8「国民健康保険税の収納状況について」ご説明いたします。

まずは、(1) 過去3か年度の現年度分・滞納繰越分の収納率について、室蘭市、伊達市、道内市平均の状況を交えてご説明いたします。

本市の収納率ですが、令和4年度は、現年度分、滞納繰越分ともに道内市平均を下回り、順位は現年度分が24位、滞納繰越分が35位となっております。

また、室蘭市と伊達市の収納率は、現年度分について室蘭市は道内市の平均を上回り22位、伊達市は10位となっております。

滞納繰越分については、室蘭市は道内市の平均を上回り17位、伊達市は15位となっております。

次に、(2)、令和5年度の収納状況について、でございますが、現年度分は、前年度と比較して、調定額2,451万3千円の減少に対して、収納額が2,566万5千円減少し、収納率は1.15ポイント減少しております。



また、滞納繰越分は、調定額2,469万4千円の減少に対して、収納額が156万2千円減少し、収納率は0.83ポイント上昇しております。

続きまして、次のページ、国民健康保険税の収納に関する取組について、ご説明いたします。

まずは、(1)納付方法別の収納状況について、でございますが、口座振替の割合は、全体の約37パーセントを占めており、最も高くなっております。

今後も、口座振替の利用による納期内納付の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と、利用の勧奨に取り組んで参ります。

また、令和5年4月からはクレジットカードによる納付が可能となりましたが、12月末現在で現年度分の利用件数は少ない状況です。時間、場所を問わず24時間いつでも納付が可能で利便性が高いことから、こちらについても周知と利用の勧奨に努めて参ります。

次に、(2)収納対策に係る取組について、でございますが、今年度は、4月、7月、10月、1月に、催告書の送付と、夜間及び休日納税相談窓口の開設を行っております。直近では、令和6年1月に催告書を送付し、1月25日(木曜日)と1月26日(金曜日)に夜間納税相談、1月27日(土曜日)に休日納税相談を実施しております。

24ページをお開きください。

次に、(3)納税の催告に応じない者等に対する取組について、でございますが、昨年度と同様に、①短期被保険者証の交付、②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付、③滞納処分を行っております。

①は、原則、保険税の窓口において納税相談を行った後に、有効期限が通常の1年よりも短い6か月以内の範囲で被保険者証を交付する取り組みであり、令和5年12月31日現在においては、94世帯がその対象となっております。

②は、長期の滞納がある方で、納税相談に応じようとしなない方等に対して、被保険者証の代わりに、一旦、医療費が全額自己負担となる資格証明書を交付する取り組みであり、令和5年12月31日現在においては、35世帯がその対象となっております。

③は、滞納となった保険税を強制的に徴収する取り組みであり、令和6年1月31日現在においては、15件の差押えを実施しております。

差押件数の内訳といたしましては、表のとおり、預金の払戻請求権が8件、その他として所得税及び道税還付金の支払請求権が2件、給与の支払請求権が5件の計7件となっております。

今後も、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、収納対策に係る取り組みと、①から③の取り組みを実施するとともに、現年度分の未納に対する更なる徴収強化を進めて参ります。

国民健康保険税の収納状況についてのご説明は以上でございます。

(質疑・応答なし)

## 情報提供事項

〈事務局〉

私から1点情報提供させていただきます。

昨年12月に書面会議で開催させていただきました第2回の協議会において、第3期登別市国民健康保険データヘルス計画(案)を承認いただきました。

これを受けまして、この計画(案)の内容を広く市民の皆さんに公表し、寄せられた意見を考慮したうえで計画を策定することを目的に、2月1日から3月1日までパブリックコメント(意見公募)を実施しております。

3月上旬にはパブリックコメントの結果がまとまる予定ですので、結果がまとまりましたら委員の皆さんに文書でお知らせいたします。

情報提供は以上でございます。

(質疑・応答なし)

18時30分 閉会